



TURKISH AIRLINES

ターキッシュエアラインズ 一般運送約款

第1条

定義

「予定寄航地」：出発地および到達地を除く地点であって、旅客の旅程における経由予定地として航空券または本運送人の時刻表に表示されている地点をいいます。

「指定代理店」：本運送人が提供する航空旅客運送サービス（これには、本運送人から許諾を得て他の航空運送人が提供する当該サービスが含まれます）を、本運送人に代わり販売する業者として、本運送人から指定された販売代理店をいいます。

「手荷物」：旅客の旅程に必要なものとして旅客が携行する衣服や所持品をいいます。別段の定めがない限り、この手荷物には、旅客の受託手荷物と持込手荷物の両方が含まれます。

「手荷物切符」：旅客の受託手荷物の運送と関係のある、航空券の一部をいいます。

「手荷物合符」：受託手荷物の識別のために本運送人が発行する証票をいいます。

「運送人」：運送人には、航空券を発行するあらゆる航空運送人、ならびに旅客および／またはその手荷物を運送するか、当該運送に伴う業務を引き受ける各航空運送人が含まれます。

「運送人の規則」：運送人が公表している、航空券発行日の時点で有効な（本約款を除く）規則であって、旅客および／または手

荷物の運送に適用される規則（適用される有効な運賃表を含みます）をいいます。「受託手荷物」：は、貨物室に収納し輸送され、航空会社はその責任を負います。

「コードシェア便」：航空券にその識別コードが表示

されている本運送人とは別の運送人（1社以上）が、本運送人との契約に基づき運航する航空便であって、本運送人自身が運

航する場合と同じ航空便コードおよび航空便番号（便名）を用いて販売されるものをいいます。本運送人のコードシェア相手である

別の運送人のいずれかが運航する航空便を選択した場合に適用される、別の運送人が定める運送約款は、本一般運送約款と異なる

（特に、本運送約款の第2.4項に定められている事項に関する内容が異なる）場合がありますのでご注意ください。

「関連航空券」：同一の旅客に対し、ある航空券と関連し発行される航空券のことで、それら航空券が単一の運送契約を成すもの

をいいます。 **受託手荷物**

「適用条約」：本運送約款に適用される次のいずれかの条約をいいます。

- 1929年10月12日にワルシャワにて調印された、「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」

（以下「ワルシャワ条約」といいます）

- 1955年9月28日にハーグにて改正されたワルシャワ条約

- 1955年にハーグにて改正され、1975年にモントリオール第三追加議定書をもって改正されたワルシャワ条約

- 1955年にハーグにて改正され、1975年にモントリオール第四追加議定書をもって改正されたワルシャワ条約

- 1999年5月28日付けの、「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「モントリオール条約」といいます）

す）

「損害等」：搭乗航空機の事故または離陸もしくは着陸体制時における事故に起因する旅客の死亡または負傷、運送中または本運送人による保管中における手荷物の紛失、部分的なもしくは完全な破損または他の損傷、あるいは旅客または手荷物の延着に起因する損害をいいます。「日」：公休日を含むすべての曜日をいいます。ただし、通知に係る日数計算においては、通知の発送日は算入されません。また有効

期間判定のための日数計算においては、航空券発行日または航空旅行を開始した日は算入されません。

「電子航空券」：本運送人またはその代理店が発行する、電子旅程／証券、電子用片および電子搭乗券をいいます。

「電子用片」：本運送人のデータベースに記録される電子搭乗用片（または他の重要な電子証券）をいいます。

「不可抗力」：本運送人が管理できない予期せぬ事象であって、妥当ないかなる対策を講じても予防できない結果をもたらすものをいいます。「搭乗用片」：本運送人の規則に従って発行される航空券の一部で、「所定の運送区間に限り有効」である旨と、旅客が搭乗で

きる所定の運送区間が明記されている用片をいいます。搭乗用片の様式は、紙の証券または本運送人のデータベースに記録される電子証券（いずれも、旅客が搭乗できる所定の航空便が明示されている証券）のいずれかとなります。

「e チケットお客様控」：本運送人またはそのいずれかの指定代理店が本運送人の規則に従って発行する、旅客の氏名、航空便の詳細および関連通知が記載されている書類であって、本運送人の規則に従い電子メール、ファックスまたは他の許諾手段にて旅客に送付される書類（航空旅行中は常時携帯し、依頼に応じて提示すべき書類）をいいます。

「Miles&Smiles フリークエントフライヤープログラムおよび各種特典」：（付帯するあらゆる権利の所有者でもある）本運送人が実施するフリークエントフライヤープログラムと、プログラムの規則に基づき本運行人が提供する特典航空券、同伴者航空券、アップグレード特典および他の特典をいいます。

「搭乗手続期限」：旅客が、搭乗手続を完了して搭乗券の発行を受けるべき期限をいいます。

「旅客」：本運送人発行の航空券に記載され、運送人が特定航空機にて運送することに同意している乗務員を除く人をいいます。

「旅客用片」または「旅客控」：運送人またはその代理店が発行する航空券の一部であって、「旅客用片」または「旅客控」である旨が表示されている、旅客が保持しているべき書類をいいます。

「SDR」：国際通貨基金加盟国が有する特別引出権をいい、その価値は、ユーロ、日本円、英ポンドおよび米ドルで構成される通貨バスケットに基づき決定されます。各加盟国は、この特別引出権と引き換えに国際通貨基金から資金を引き出すことができます。

「航空旅客の権利」：トルコ共和国民間航空総局公表の「航空旅客の権利に関する規則」に定められている旅客の権利をいいます

。

「寄航地」：旅客の出発地と最終目的地の途中にある旅程上の予定された経由地であって、本運送人が事前に同意した場所をいいます。

「途中降機」：本運送人の規則および官公庁の規制に従い、出発地から最終目的地の間の地点で旅客が 24 時間以上にわたり行う旅行の計画的中断をいいます。

「運賃表」：適用規則に準ずる航空便の代金（運賃）に加え各種付帯料金が掲載されている、管轄機関による承認済みの運賃表をいいます。

「航空券」：本運送人またはそのいずれかの指定代理店が発行する、旅客用航空券、手荷物切符または電子航空券であって、本運送約款、各種警告、搭乗用片および旅客用片を含む券をいいます。

「持込手荷物」：は、無料で客室内に持ち込むことのできる手荷物で、旅客がその責任を負います。

第 2 条

適用範囲

2.1 総則

2.1.1 本約款の第 2.2 項から 2.5 項に別段の定めがない限り、本運送約款は、本運送人が運賃と引き換えに行うあらゆる旅客および手荷物の航空運送に適用されます。

2.1.2 本運送人が、その規則、関連契約書、券面または航空券に別途明記していない限り、本約款は、無料の／割引運賃での運送にも適用されます。

2.2 カナダおよびアメリカ合衆国への／からの運送

2.2.1 カナダへの／からの運送：本約款は、カナダ国内の各地点間での運送、またはカナダ国内の地点と国外の地点の間での運送（ただし、カナダにて有効な運賃表に記載されている地点間での運送に限ります）に適用されます。

2.2.2 アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国への／からの運送：本約款は、1958 年米国連邦航空法に定められている航空輸送には適用されません。

2.3 貸切航空機による個人旅客の運送（貸切運送）

貸切航空機による個人旅客の運送（以下「貸切運送」といいます）契約に基づく運送には、当該貸切運送契約の条項が、本運送約款の条項に優先して適用されます。手荷物の運送については、当該貸切運送契約に別段の定めがない限り、定期便による手荷物の運送に適用される一般的な約款が適用されます。

2.4 コードシェア便

本運送人のコードシェア相手である別の運送人のいずれかが運航する航空便を選択すると、当該航空便は、航空券発行元である本運送人以外の運送人によって運航される場合があります。別の運送人が運航する航空便には、当該運送人の運送サービス約款に基づき当該航空便の運航に適用される固有の関連約款が適用され、当該運送人の運送サービス約款と本運送約款の内容が相反する場合には、当該運送人の運送サービス約款が優先適用されます。各運送人の運送サービス約款は、「コードシェア契約」ページか、関連運送人自身のウェブサイトに掲載されています。特に、各約款に記載されている、搭乗手続期限、同伴者のいない未成年、医療支援が必要な旅客、妊娠中の旅客、航空便への搭乗、動物の運送、搭乗拒否、機上に搭載されている酸素タンク、異常事態発生時の取扱い、搭乗拒否補償、手荷物の受取り、無料手荷物許容量、また手荷物紛失に関する責任の制限といった運送サービスに関する事項についてはよく確認し、これらの事項に従ってください。

1 社以上の運送人が運航する航空便が予約に含まれている場合、運航会社となる運送人は、原則として予約時にお知らせします。予

約時に運航会社となる運送人が不明な場合、または予約後に当該運送人が変更された場合、運航会社となる運送人は、当該運送人が確定した時点で旅客にお知らせします。本運送人が直接管理していない手段による予約（旅行代理店や、本運送人のウェブサイト以外のウェブサイト経由での予約など）については、旅客と契約を結んだ旅行代理店や該当ウェブサイトの運営事業者が、欧州委員会規則第 2111/2005/EC 号の条項 2.3 および 11 に基づき、運航会社となる運送人の身元やその変更について旅客に知らせる責任を負います。旅客は、予約の際に正確な連絡先情報を提供して、前述のお知らせを受け取れるようにしておく必要があります。

2.5 法の優先本約款に記載されているか言及されているいずれか条項が、本約款の当事者による合意によって遵守を放棄できない、準拠すべき条約、法律、官公庁の規制、命令または要件の内容に反している場合、当該条項は適用されません。いずれかの条項が無効となった場合でも、他の条項の有効性に影響は及びません。

2.6 本約款が、本運送人の規則に優先する原則

本約款に別途明記されていない限り、本約款と、本運送人の規則の内容が相反する場合、本約款の内容が優先しますが、アメリカ合衆国またはカナダにて有効な運賃表が適用される状況では、当該運賃表の内容が優先します。

2.7 トルコ国内での運送に関する規則

トルコ国内での国内線航空便に限り適用される第 2.6 項の定めに対する例外として、旅客用航空券または本運送人の規則に明記されている国内運送に関する約款の内容は、本運送約款の内容に優先します。本運送約款は、前述の国内運送に関する約款および規則の内容に反しない範囲内で、トルコ国内での国内線航空便に適用されます。

第 3 条 航空券

3.1 運送契約の証となる航空券

3.1.1 航空券は、本運送人と、航空券に記名されている旅客の間での運送契約の証となります。航空券に記載されている契約の約款は、本運送約款の条項を要約したものです。

3.1.2 航空券の提示：旅客は、本運送人の規則に従い正規の手続を経て発行された有効な航空券であって、該当航空使用の搭乗用片、他の航空使用のため未使用のあらゆる搭乗用片および旅客用片が含まれている航空券、または予約データベースに記録されている有効な e チケットお客様控を提示しない限り、いかなる航空便にも搭乗できません。また旅客は、提示した航空券に、破れまたは本運送人もしくは指定代理店以外の者が何らかの方法で改竄した痕跡がある場合にも、運送サービスを受ける権利を喪失します。

3.1.3 航空券の紛失または損害等：航空券もしくはその一部分について紛失もしくは損害等が生じた場合、または旅客用片および未使用のあらゆる搭乗用片を含む航空券が提示されなかった場合、その発行元である本運送人は、該当航空券が、本運送人が正

規の経路を経て発行した、該当航空便に有効な航空券であることの証として十分な情報の提示を受けた場合に限り、旅客からの依頼に応じ、本運送人の規則に従って、当該航空券またはその一部分を、新たに発行する航空券と交換します。

3.1.4 航空券の譲渡禁止：航空券は譲渡できません。本約款に基づき運送サービスを受ける権利を有する人、または当該サービスに関する払戻しを受ける権利を有する人以外の方が提示した航空券を根拠に、本運送人が、信義則に従い、航空券提示者に対し運送サービスを提供するか払戻しを行った場合でも、本運送人は、当該航空券に記名されている人に対し責任を負いません。

3.1.5 払戻不可の航空券：割引航空券には、予約の変更にさまざまな制約のある航空券や、払戻不可を条件に割引かれる航空券が含まれる場合があります。この航空券に適用される払戻しおよび変更に関する規則は、この航空券の運賃に関する規則に掲載されています。

3.2 有効期間

航空券の有効期間は、航空券、本運送約款または本運送人の規則に別段の定めがある場合を除き、旅行開始日（未使用の航空券についてはその発行日）から1年間となります。

3.2.1. 有効期間の延長

3.2.1.1 旅客が、次のいずれかの理由により航空券の有効期間内に旅行できない場合、当該旅客の航空券の有効期間は、それ以降に運航される、運賃支払済み搭乗クラスに空席のある最初の航空便まで延長されます。

3.2.1.1 (a) 本運送人が、旅客が予約した航空便の運航を取り消したこと。

3.2.1.1 (b) 本運送人の運航便が、旅客の出発地、目的地または途中降機地に予定通り寄航しなかったこと。

3.2.1.1 (c) 本運送人が、航空便を予定通り運航しなかったこと。

3.2.1.1 (d) 本運送人が、旅客の乗継ぎを妨げたこと。

3.2.1.1 (e) 本運送人が、搭乗クラスを変更したこと。

3.2.1.1 (f) 本運送人が、予約席を用意できなかったこと。

3.2.1.2 旅客が予約の際に求めた航空便の座席を本運送人が用意できなかったことが原因で、航空券を有する旅客が、航空券の有効期間内に旅行できなかった場合、当該旅客の航空券の有効期間は、本運送人の規則に従って延長されます。

3.2.1.3 旅客が、旅行開始後に罹患し、航空券の有効期間内に旅行できなくなった場合、本運送人は、（旅客の支払った運賃に適用される本運送人の規則が該当する延長を禁じていない場合に限り）当該旅客の航空券の有効期間を、旅客が旅行に適した健康状態であることが診断書により証明される日、または旅行再開可能日以降に本運送人が運航する、運賃支払済み搭乗クラスに空席のある最初の航空便の日まで延長します。航空券内に残っている搭乗用片に、1箇所以上の途中降機が含まれている場合、当該航空券の有効期間は、本運送人の規則に従い、前述の診断書に明記されている日から3か月を超えない範囲内で延長されます。この場合本運送人は、要支援者である旅客に同行する近親者の航空券の有効期間も延長します。

3.2.1.4 旅客が旅行中に死亡した場合、その同行者の航空券は、最低滞在日数を免除するか、有効期間を延長するという措置により変更されることがあります。旅行開始後に旅客の近親者が死亡した場合、当該旅客とその同行者である近親者の航空券について

も前述の変更が行われることがあります。前述の変更は、適切な死亡証明書の提出後に行われますが、その場合でも、延長期間が

死亡日から45日を超えることはありません。

3.3 搭乗用片の使用順序

3.3.1 本運送人は、航空券に記載された出発地からの旅程順に沿って使われる場合に限り、搭乗用片の使用を認めます。

3.3.2 航空券は搭乗用片に記載された、出発地からすべての予定寄航地を経由した最終目的地までの輸送のみ有効です。搭乗用片、手荷物合符は記載順序に従ってのみ使用が認められます。すべての搭乗用片が記載された順序で使用されていない場合、その航空券は無効となり、航空券の使用は認められません。

3.3.3. 搭乗用片は、いずれも、予約済み航空便の、搭乗用片に明記されている搭乗クラスに搭乗する場合に有効となります。予約情報が明記されていない搭乗用片が発行された場合、座席は、旅客が申し出た際に、関連料金に関する約款と、申し出のあった航空便における空席状況に基づき予約されます。

3.4 本運送人の名称および所在地

本運送人の商号（名称）は、航空券に略称で記載されています。本運送人の所在地は、航空券上の「運送人名」欄にある本運送人名の略称の最初の文字の向かい側に表示されている出発空港であるとみなされます。

第 4 条

途中降機地

途中降機は、官公庁の要件および本運送人の規則に基づき、いずれの予定寄航地でも認められます。

第 5 条

運賃および料金

5.1 総則 運賃は、出発地空港から目的地空港までの運送にのみ適用されます。空港と市街地間の陸上輸送サービスの対価は、本運送人が追加料金を徴収することなく当該サービスを提供する場合でない限り、運賃には含まれません。

5.2 適用運賃

適用運賃とは、本運送人またはその代理店が公示する運賃、公示のない場合には、本運送人の規則に準ずる運賃をいいます。適用運賃は、航空券の最初の搭乗用片の対象となる運送の開始日において有効な、特定のまたは複数の航空便の運賃です。本運送人は、収受額と適用運賃が同額でない場合、本運送人の規則に従い、状況に応じて、差額を旅客から申し受けるか、旅客に払い

戻します。

5.3 経路

本運送人の規則に別段の定めがある場合を除き、運賃は、適用経路として公示されている経路での運送にのみ適用されます。同一

運賃で選択できる経路が複数ある場合、旅客は、航空券の発行を受ける前に経路を指定できます。旅客が経路を指定しない場合、

本運送人が経路を決定できます。

5.4 税金および課徴金 官公庁または空港運営業者が、旅客または旅客によるサービスもしくは施設の利用を対象に賦課する税金または課徴金は、公示さ

れた運賃および料金に加えて納める必要があり、本運送人の規則に別段の定めがなければ、旅客がこれを納める必要があります

。

5.5 通貨

運賃および料金は、本運送人が収受可能な通貨で支払うことができます。公示運賃の通貨以外の通貨で支払う場合、その支払

額は、本運送人の規則に定められている為替レートを用いて算出されます。

第 6 条 予約

6.1 予約成立要件

6.1.1 予約は、本運送人またはその指定代理店がそのシステムに「予約成立」と登録するまで成立しません。

6.1.2 本運送人の規則に定められている通り、運賃によっては、旅客による予約の変更または取消しが制限または禁止される場合があります。

す。

6.2 航空券発券期限

旅客が、所定の航空券発券期限までに航空券の代金を支払わなかった場合（またはクレジットカードによる航空券購入を済ませなかった場合）、本運送人は、該当する予約を取り消すことができます。

6.3 個人情報 旅客は、運送サービスの予約、その他付帯サービスの利用、出入国手続きの簡素化、また官公庁への開示のために自ら

の個人情報を運送人に提供することについて、承知しているものとします。また前述の場合、旅客は、本運送人が該当情報を保管したり、

該当情

報を本運送人の各事業所、他の運送人または他のサービス提供者（その所在国は問いません）に転送したりすることについても認める

ものとします。

6.4 座席指定

本運送人は、航空機内の特定の座席を用意できることを保証せず、旅客は、航空券発行時に本運送人が該当航空便の搭乗クラ

スにおいて旅客に割当て可能な座席を利用することに同意するものとします。本運送人は、安全または運航上の理由により航空旅行の前

にまたは航空旅行中に旅客の座席を変更する権利を留保しています。

6.5 予約席の未使用

旅客は、予約席を使用しなかった場合、本運送人の規則に従い所定の手数料を支払わなければならない場合があります。

6.6 予約の再確認

往路便または復路便の予約については、本運送人の規則に従い、当該規則に定められている期限までに再確認しなければならない

場合があります。この再確認を怠ると、往路便または復路便の予約が取り消される場合があります。

6.7 本運送人による往路便または復路便の予約の取消し旅客が予約便に搭乗せず、その旨を本運送人に伝えなかった場合、本運

送人は、往路便または復路便の予約を取り消すか、取消しを求めることができます。

第 7 条 搭乗手続

旅客は、航空便出発時刻に充分間に合うように本運送人の搭乗手続カウンターおよび搭乗ゲートに到着して、官公庁が定めている正規の出国手続や搭乗手続を完了できるようにする（いかなる場合でも、本運送人が知らせる搭乗手続期限までに搭乗手続カウンターに到着して搭乗手続を完了し搭乗券を受け取る）必要があります。旅客が、搭乗手続期限までに搭乗手続カウンターに到着して搭乗手続を完了し搭乗券を受け取ることができない場合、または当該期限までに到着したが、必要な書類に不備があったか、旅行に出発できる状態ではなかった場合、本運送人は、当該旅客の座席予約を取り消して、該当便の出発が遅れないようにすることができます。

本運送人は、旅客が本条の定めに従わなかったことによる損失または費用について、旅客に対しいかなる責任も負いません。

第 8 条

運送の拒否および制限

8.1 運送の拒否権

本運送人には、過去の航空旅行において旅客が第 8 条または第 12 条の定め違反していた場合、または旅客による航空機内への立入りを拒否する正当な根拠となる予期せぬ事態が生じた場合には、その裁量により、旅客による航空機内への立入りを拒否する権利があります。その場合、本運送人は、該当する旅客に対する航空券の販売も拒否します。本運送人が、ある旅客による旅行を禁じる決定を下したにもかかわらず、当該旅客が何らかの形で航空券を購入し、航空機への搭乗を認められた場合、当該旅客は、当該航空券が本運送人の規則に従って発行を受けた有効な航空券である場合に限り、当該航空券の代金の払戻しのみを受けるものとします。当該旅客は、それ以外の補償は一切受けられません。加えて本運送人は、安全を確保する上で必要な場合、または合

理的根拠に基づき自らの裁量で下記のいずれかの拒否事由に該当すると判断した場合には、旅客または旅客の手荷物の運送を拒否することができます。

8.1.1 出発国、到達国または通過国の適用法、規制または命令に従うために要な場合。

8.1.2 旅客の行為、年齢または精神的もしくは身体的状態、あるいはアルコールまたは薬物が旅客に及ぼしている影響が、次のいずれかに該当する場合。

8.1.2.1 本運送人による特別な支援を必要とする場合。

8.1.2.2 当該旅客自身もしくは他の旅客に不快感を与え、または迷惑を及ぼす恐れのある場合、あるいは乗務員の業務の遂行を妨げる場合。

8.1.2.3 航空旅行中に、当該旅客自身や他の旅客または物品に危害を及ぼす恐れがある場合。

8.1.2.4 搭乗中、航空機への搭乗前または離陸前の客室内で、乗務員または空港職員を攻撃し、脅し、または冒瀆する行為を行う場合。

8.1.2.5 第 12 条の定めまたは乗務員の指示に従わない場合。

8.1.3 旅客が、本運送人の指示に従わない場合、過去に当該指示に従わなかった事実がある場合、あるいは状況または他の根拠に照らして考えると本運送人の指示に従わない可能性がある場合。

8.1.4 旅客が保安検査を拒んだ場合。

8.1.5 旅客が、該当する運賃もしくは料金を支払わないか税金を納めない場合、または旅客（もしくは航空券代を支払う人）が、本運送人とのクレジット取引に関する取決めに従わない場合。

8.1.6.1 旅客が適切な書類を保持していないと思われる場合。

8.1.6.2 旅客が乗継国への入国を求める可能性がある場合。

8.1.6.3 旅客が航空旅行中に必要な書類を破棄する可能性がある場合。

8.1.6.4 旅客が、本運送人からの求めに応じ、（受領書と引き換えに）旅行に必要な書類を乗務員に引き渡さない場合。

8.1.7 旅客から提示された航空券が、以下のいずれかに該当する場合。

8.1.7.1 不法に取得されたもの、または航空券発行元である本運送人もしくはその指定代理店以外から購入されたもの。

8.1.7.2 紛失または盗難の届けが出されているもの。

8.1.7.3 偽造されたもの。

8.1.7.4 いずれかの搭乗用片が、本運送人またはその指定代理店以外の者により改変されているか、故意に毀損されているもの

（本運送人は、該当する航空券を保管する権利を留保しています）。

8.1.8 航空券提示者が、自らを、「旅客名」欄に記名されている人であると立証できない場合（本運送人は、該当する航空券を保管

する権利を留保します）。

8.1.9 旅客が提示した特典航空券が、Miles&Smiles プログラムの規則に反して発行された場合。

8.2 運送制限

同伴者のいないお子様、心身障害のある人、妊婦または病人の運送引受けについては、本運送人の規則に従い、本運送人との事

前の取り決めが必要となる場合があります。

前述の旅客の運送中に発生する当該旅客の衛生状態の悪化については、本運送人はいかなる責任も負いません。

第 9 条

手荷物

9.1 引き受けられない手荷物

9.1.1 旅客の手荷物には、以下の物品を含めてはなりません。

9.1.1.1 第 1.1 項に定義された手荷물에該当しない物品。

9.1.1.2 国際民間航空機関（ICAO）の危険物の安全な航空輸送に関する技術的指針、国際航空運送協会（IATA）の危険物取扱規則、および本運送人の規則に定められている物品に代表される、航空機、人または物品に危害をもたらす可能性のあるもの（詳細については、本運送人までお問合せください）。

9.1.1.3 出発国、到達国または通過国の適用法、規制または命令によりその運送が禁止されている物品。

9.1.1.4 重量、寸法、形状又は壊れ易い若しくは変質・盗難の恐れがある等その物品の性質を理由として本運送人が運送に適さないと判断した物品。

9.1.1.5 生きている動物（ただし、第 9.10 項に基づき引き受ける動物は除きます）。

9.1.2 狩猟およびスポーツハンティング以外の目的で火器銃器および弾薬を手荷物として持ち込むことは禁じられています。狩猟およびスポーツハンティング用の火器銃器および弾薬は、本運送人の規則に従い、受託手荷物とすることができます。火器銃器は、弾薬を抜き正しく梱包した状態（安全に運送できる状態）にしておく必要があります。弾薬の運送には、第 9.1.1.2 号に定められている ICAO および IATA の規則が適用されます。

9.1.3 旅客は、電子機器、現金、宝石類、貴金属、銀器、譲渡可能証券、有価証券、その他の高価品、書類、旅券、その他身

分証明書または標本に代表される、壊れ易いまたは変質・盗難の恐れがあるものを受託手荷物としてはなりません。

9.1.4 骨董品である火器銃器、剣、刀およびこれらに類似するものに代表される武器は、本運送人の規則に従い、受託手荷物とする

ことができますが、客室内に持ち込むことはできません。

9.1.5 手荷物として運送することが禁止されているか否かにかかわらず、第 9.1 項に定められている物品が運送される場合には、本運送約

款の定めのうち、手荷物運送に適用される料金および責任の制限に関する定めや他の関連する定めが適用されます。

9.2 運送の拒否権

9.2.1 本運送人は、第 9.1 項に定められている物品（手荷物として運送することが禁止されているもの）の運送を拒否でき、また当該

物品を発見した場合には、それ以降における当該物品の運送を拒否できます。

9.2.2 本運送人は、その寸法、重量、性質、又は運航上の理由により、物品の輸送を拒否することができます。

9.2.3 事前に取り決めがなされていない限り、本運送人は、事前の通知のされていない、適用される無料手荷物許容量を超える手荷物を

、一切の補償をすることなくそれ以降の他の航空便で運送できます。遅延発生時に、搭乗者はいかなる補償も要求しません。

9.2.4 本運送人は、通常取扱方法により安全に運送できる方法でスーツケースまたは他の容器を用いて適切に梱包されていない手荷物

を、受託手荷物として運送することを拒否できます。

9.3 手荷物検査権 本運送人は、航空保安上の理由により必要な場合、旅客に対し、その同行者または手荷物の検査を求めることが

あります。また、旅客が検査に立ち会えない場合でも、旅客が第 9.1.1 号に定められている物品、または第 9.1.2 号に従い本運送人

に提示されていない銃器火器もしくは弾薬を所持していないかどうか、あるいは旅客の手荷物にこれらのものが含まれていないかどうかを確認するために必要な場合には、旅客の手荷物を検査することができます。旅客が前述の検査に応じない場合、本運送人は、該当する旅客または手荷物の運送を拒否できます。

9.4 受託手荷物

9.4.1 本運送人は、手荷物の引渡しを受け、検査を終えた場合、その保管に必要な手続を行い、受託手荷物 1 つにつき 1 枚の手荷物合符を発行します。

9.4.2 受託手荷물에氏名、頭文字または他の個人識別情報が付記されていない場合、旅客は、預入れ前にこれを付記する必要があります。

9.4.3 受託手荷物は、該当旅客が搭乗する航空機で旅客とともに運送されますが、本運送人が困難と判断した場合には、搭載量に余裕のある、本運送人の翌便以降の航空便で運送されます。

9.5 無料手荷物許容量

旅客は、本運送人の規則に規定された条件および制限に従い、所定の手荷物を無料で運送することができます。コードシェア便については、本運送約款に定められている規則と異なる規則が適用される場合がありますので、該当便を運航する運送人のウェブサイトに掲載されている手荷物規定をご覧ください。

9.6 超過手荷物

旅客は、無料手荷物許容量を超える手荷物について、本運送人の規則に定められている料金を、当該規則に定められている方法で

支払う必要があります。本運送人は、輸送量の制限または運航上の必要性により、無料手荷物許容量を超える手荷物の輸送を拒否することができます。旅客が超過手荷物料金を支払った場合でも、本運送人は、無料手荷物許容量を超える手荷物の輸送を運航上の理由により拒否する権利を留保します。この場合、本運送人は支払われた手数料を旅客に返金します。

9.7 責任限度額を超える手荷物の申告および従価料金

9.7.1 本運送人がその規則に従い従価料金制度を設けている場合、旅客は、責任限度額を超える受託手荷物の価額を申告することができます。この申告を行った旅客は、該当する従価料金を支払う必要があります。

9.7.2 本運送人は、運送区間に受託手荷物について従価料金制度を設けていない他の運送人が運送する区間が含まれている場合、前述の申告を受け付けません。

9.8 持込手荷物（携行品／機内持込手荷物）

9.8.1 持込手荷物（携行品／機内持込手荷物）とは、旅客が客室内に持ち込み、それについて旅客が全責任を負う手荷物をいいます。この手荷物は、旅客の前の座席の下か、客室内の頭上にある収納棚に収納可能なものでなければなりません。所定の重量または寸法を超過していると本運送人が判断したものを客室内に持ち込むことはできません。

9.8.2 貨物室での輸送に適さないもの（壊れ易い楽器など）については、本運送人が事前に十分な連絡を受け承認した場合に限り、客室内に持ち込んで輸送することができます。この手荷物については、別途輸送料がかかる場合があります。

9.9 手荷物の受取りおよび引渡し

9.9.1 旅客は、目的地または途中降機地で手荷物が受取可能になり次第、その手荷物を受け取らなければなりません。

9.9.2. 手荷物切符および手荷物合符は、手荷物のひき受け時にのみ旅客に渡され、その所有者のみが手荷物の引渡しを認められます。手荷物切符が発行され、その手荷物が他の方法で手荷物が自分のものであると証明できる場合には、引渡しを受けられます。

9.9.3 手荷物の引渡しを受けようとする人が、手荷物切符を提示できず、手荷物合符により手荷物が自分のものであると証明できない場合、本運送人は、その人が手荷物の引渡しを受ける正当な権利を有する者であることを本運送人に証明し、本運送人から請求された場合には、当該引渡しをしたことにより本運送人が被る可能性のある損失、損害等または費用負担を賠償する旨を保証したときにのみ、手荷物の引渡しを行います。

9.9.4 手荷物切符の所持人が、引渡しの際に異議を唱えることなく手荷物を受け取ったときは、その手荷物は、良好な状態で、運送約款に従い引き渡されたことの証拠となります。

9.10 動物

9.10.1 犬や猫等の動物については、動物が適切な容器に入っており、入国先または乗継国が求めている有効な健康証明書および予防接種証明書、入国許可書ならびに他の書類が添付されている場合に限り、本運送人が事前に行う運送承諾を経て、本運送人の規則に従って運送されます。生きている動物を客室または航空機内に持ち込みたい旅客は、該当航空便の離陸予定時刻の少なくとも 6 時間前までに予約する必要があります。この予約がなされていない生きている動物については、出発地の授權担当官による承認が得られる見込みがあり、該当航空便の積載量に余裕がある場合に限り、持ち込むことができます。

9.10.2 手荷物として持ち込むことを認められた動物は、その容器および餌を含め、旅客の無料手荷物許容量には含まれず、超過手荷物となるため、旅客は、該当料金を支払う必要があります。

9.10.3 視覚／聴覚障害のある旅客に同伴する盲動犬は、その容器および餌を含め、旅客の無料手荷物許容量に含まれるため、本運送人の規則に従い、無料で持ち込むことができます。

9.10.4 動物の持込みは、旅客がその動物について全責任を負うことを条件に認められます。本運送人は、いずれかの国、州または領

土への立入りまたはその通過を拒まれた場合でも、その原因となった動物の怪我、紛失、足止め、病気または死亡についていかなる責任も負いません。

第 10 条

スケジュール、フライトの欠航

10.1 スケジュール

本運送人は、旅行日において有効な公示スケジュールどおりに、妥当な方法で旅客または手荷物を運送できるよう最大限努力します。

10.2 予定航空便の取消し、変更など 予定されたフライトの欠航、変更など本運送人は、自らが管理できない事象により、航空機の機種、飛行経路の変更を行なう場合、本運送人の許可および承認のもと、下記のいずれかを行います。

10.2.1 遅延や欠航となったフライトの運航航空会社は、旅客に提供されるサービスについての責任を負います。

10.2.2 遅延や欠航となったフライトにかかる航空券は、会社都合による手続きの範囲内で取り扱います。

10.2.3 航空機旅行における旅客の権利に関する規定（SHYPASSENGERS）に従い、その旅行の完了が、旅客が計画していた旅行の目的を果たさなくなった場合、本運送人の決定と公式な承認のもと、当該航空券は「全額」返金されます。

10.2.4 航空券の料金が、現金、銀行電子振り込み、銀行支払命令、銀行小切手または旅客が同意し署名する小切手、旅行パウチャー、および／またはその他のサービス（マイル、特典航空券など）で支払われた場合、7 営業日以内に返金されます。また、復路便は、旅客の旅程開始地点に従い可能な限り早い日付で、無料で提供されます

10.2.5 フライトは、旅客の出発地または出発地に最も近い空港、および旅客の到着地または到着地に最も近い空港で提供されます。

10.2.6 欠航したフライトの出発時刻と、新たに提供されたフライトの出発時刻が 8 時間以上開く場合、宿泊施設が無料で提供されます。宿泊施設と空港間の移動サービスも提供されます。国境の規制により旅客が入国できない場合、当該旅客は 乗り継ぎラウンジで待機するか、空港によってはエアポートホテルに滞在できます。

第 11 条 払戻し

11.1 総則

本運送人が運送約款に従い運送サービスを提供できなかった場合、または旅客が自らの都合により自らの予約の変更を申し出た場合、本運送人は、本条の定めと本運送人の規則に従い、本運送人が発行した航空券またはその一部分の未使用分に限り払戻しを行います。

11.2 払戻しを受けられる人

11.2.1 本項の後続部分で別途定める場合を除き、本運送人は、航空券上に記名されている人、または十分な証拠を提示して航空券代金を支払った者であると証明できる人に対し払戻しを行います。

11.2.2 航空券上に旅客として記名されている以外の方が航空券代金を支払った場合において、本運送人が、払戻しに制限がある旨を航空券に記載しているときは、本運送人は、当該支払者に対してのみ払戻しを行うか、当該支払者の指示に従ってのみ払戻しを行います。

11.2.3 航空券紛失の場合を除き、本運送人は、旅客用片または旅客控とすべての未使用搭乗用片の提示を受けた場合に限り払戻しを行います。

11.2.4 旅客用片または旅客控とすべての未使用搭乗用片を提示し、第 11.2.1 号または第 11.2.2 号に従い払戻しを受けることができると主張している人に対し行われた払戻しは、適切な払戻しとみなされ、本運送人は、それ以降におけるいかなる請求または払戻しも行う責任を負いません。

11.3 本運送人の都合による払戻し

本運送人が、航空便を取り消した場合、航空便を予定通りに妥当な形で運航できなかった場合、旅客の航空券に記載されている途中降機地または目的地に立ち寄れない場合、事前再確認済みの座席を用意できない場合、または旅客による予約済み乗継便への接続を可能にできない場合における払戻額は、以下の通りとなります。

11.3.1 航空券のいかなる部分も使用されていない場合、支払済の運賃額。

11.3.2 航空券のいずれかの部分が使用されている場合、次のいずれか高い方の額。

11.3.2.1 旅行中断地点から目的地または次の途中降機地までの片道運賃（該当する割引額および料金を差し引いた額）。

11.3.2.2 支払済の航空券に記載されている運賃と、搭乗済区間に対する運賃額の差額。

11.4. 旅客の都合による払戻し

旅客が、前項に定められている以外の理由で航空券代金の払戻しを求めた場合、その払戻額は、以下の通りとなります。

11.4.1 航空券のいかなる部分も使用されていない場合、支払済の運賃額から該当するサービス料または取消手数料を差し引いた額。

11.4.2 航空券のいずれかの部分が使用されている場合、支払済運賃額と旅行済み（航空券使用済み）区間に適用される運賃の差額から、該当するサービス料または取消手数料を差し引いた額。

11.5 航空券紛失の場合における払戻し

11.5.1 旅客が航空券またはその一部分を紛失した場合、本運送人が相当と認める紛失の証拠が提示され、該当するサービス料が支払われれば、下記を条件として払戻しが行われます。

11.5.1.1 紛失航空券またはその一部分が使用されておらず、過去に払戻しまたは交換も行われていないこと。

11.5.1.2 払戻後に該当航空券もしくはその一部分が第三者により使用された場合または第三者である航空券所持人に対し払戻し

が行われた場合には、本運送人に対し該当する払戻額を返金することについて、払戻しを受ける人が、本運送人が指定できる方法に

より本運送人に対し約束すること。

11.6 払戻拒否権

11.6.1 本運送人は、航空券の有効期間が満了してから、本運送人の規則に定められている期限までに申請されなかった払戻しに応

じないことができます。

11.6.2 出国の意思を証するものとして本運送人または官公庁に提示された航空券については、旅客がその国の滞在許可を持ってい

ることまたは他の運送人もしくは他の輸送機関により出国することを証明するのに十分な証拠を提示しない限り、本運送人は、払戻し

を拒否できます。

11.7 通貨 払戻しは、いずれも、航空券購入国および払戻し国の官公庁が定めている法律、規則、規制または命令に従って行われます。

前述の定めに従い、払戻しは、通常、航空券代金の支払通貨によって行われますが、本運送人の規則に従い、他の通貨にて行われ

る場合もあります。

11.8 払戻し実施権限を有する者

旅客の都合による払戻しは、原則として、該当航空券を発行した本運送人のみが行いますが、指定代理店にその権限がある場合

には、指定代理店がこれを行うことがあります。

第 12 条

航空機搭乗中の行為

12.1 旅客が、航空機搭乗中に、航空機、人または物品に危害をもたらす振舞い、乗務員による業務の遂行を妨げる振舞い、乗務員の指示に反する振舞い、他の旅客が不快な思いをする可能性のある振舞いを為した場合、本運送人は、そのような振舞いを止めさせるのに必要な措置（該当する旅客を拘束したり、降機させたりする措置を含みます）を講じることができます。

12.2 旅客は、携帯ラジオ、ラジコン玩具、トランシーバー、携帯電話、ノート PC、タブレット PC、PDA、ならびに CD、DVD および MP3 プレーヤーの使用に関する機内アナウンスの内容に従う必要があります。旅客は、使用が認められている補聴器およびペースメーカーを除くいかなる機器も、本運送人の承諾なく機内で使用してはなりません。

12.3 旅客は、「シートベルト着用」サインが点灯している間は、シートベルトを着用して着席する必要があります。また旅客には、これに関する客室乗務員や機長の指示に従う義務があります。

第 13 条

本運送人による各種手配

本運送人は、航空運送契約を締結する過程で追加サービスの手配に同意した場合でも、当該手配に伴い本運送人が何らかの過失を犯した場合でなければ、旅客に対しいかなる責任も負いません。

第 14 条

行政機関が求めている正規の手続

14.1 総則 旅客には、出発国、到達国または通過国におけるあらゆる法規制、命令、要求および旅行に必要な渡航手続と、本運送人の規則および指示に従う責任があります。本運送人は、必要な書類もしくは査証の取得または前述の法規制、命令、要求および手続の遵

守に関して、本運送人の指定代理店または従業員が書面または他の手段により旅客に対して行った援助または情報提供については

、いかなる責任も負いません。また旅客が前述の書類を取得できなかったことまたは前述の法規制、命令、要求および手続に従えなく

なったことにより旅客に及んだ結果についても、本運送人はいかなる責任も負いません。

14.2 旅行に必要な書類

旅客は、該当国の法律、規制、命令、要求および要件が求めている出入国、健康状態および他の必要事項に関するあらゆる書類

を提示し、本運送人がその写しを作成および保持することを認める必要があります。本運送人は、準拠すべき法律、規制、命令、要

求もしくは要件に従わない旅客、その書類に不備のある旅客、または本運送人による書類の写しの作成および保持を認めない旅客の運

送を拒否する権利を留保しています。

14.3 入国拒否

乗継地または目的地のいずれかの国への旅客の入国不許可により、本運送人が、官公庁の命令に従い旅客を出発地または他の地

点に送還しなければならない場合、旅客は、適用運賃を支払わなければならないことに同意するものとします。本運送人は、当該運

賃を払い受ける時点で本運送人が旅客から収受済みの資金のうち、所定の運送サービスまたは他の用途に充当していない資金をもって、

前述の支払いに充当することができます。本運送人が、入国拒否または国外退去処分がとられた地点までの運送の対価として収受した

運賃を払い戻すことはありません。

14.4 罰金、検査費用などに対する旅客の責任

旅客が該当国の法律、規制、命令、要求および旅行に必要な渡航手続に従わなかったか、必要な書類を提示しなかったことが原因

で、本運送人が何らかの罰金または違約金の納付または預託を求められるか、何らかの費用の負担を求められた場合、旅客は、要求に応じて、本運送人が納付、預託または負担した額を償還する必要があります。本運送人は、前述の納付等を行う時点で本

運送人が旅客から収受済みの資金のうち、所定の運送サービスまたは他の用途に充当していない資金をもって、前述の納付等に充当することができます。

14.5 税関検査 旅客は、要求に応じて、税関または他の官公庁職員による受託手荷物または持込手荷物の検査を受けなければなりません。本運

送人は、旅客がこの要求に従わなかったために旅客に発生した損失または損害等については、旅客に対しいかなる責任も負いません。

14.6 保安検査

旅客は、官公庁職員、空港職員または本運送人による保安検査を受けなければなりません。

第 15 条

相次運送人

1 冊の航空券または 1 冊の航空券およびそれに付帯するものとして発行された関連航空券により複数の運送人が相次いで行う運送は、単一の運送として取り扱われます。

第 16 条

損害賠償責任

16.1 条約の適用を受けない国際運送の場合を除き、本約款に基づく運送には、「適用条約」が定めている責任に関する規則および制限が適用されます。

16.2 下記の定めは、適用条約の適用を受けない国際運送の場合に適用されます。

16.2.1 トルコ共和国の法令が適用される場合、本運送人の責任は、トルコ共和国民間航空法（法律第 2,920 号）の定めに基づき

る責任となります。

16.2.2 本運送人は、旅客またはその受託手荷物における損害等が、本運送人の過失により生じた場合に限り、当該損害等について責任を負います。旅客に寄与過失がある場合、本運送人の責任は、寄与過失に適用される適用法に準ずる責任となります。

16.2.3 下記の定めは、損害等を引き起こす意図をもって、または損害等が生じる可能性については意に介さず、当該可能性について知った上で何らかの作為または不作為に至った場合でない限り適用されます。

16.2.3.1 各旅客の死亡または負傷に対する本運送人の責任は、適用条約が定めている額を支払う責任に制限されます。適用規則に基づく責任限度額がこれと異なる場合には、適用規則に基づく責任限度額が適用されます。

16.2.3.2 遅延については、本運送約款に明記されている場合を除き、本運送人はいかなる責任も負いません。

16.3 下記の定めは、適用条約が適用されるか否かにかかわらず、前述の定めと相反しない場合に適用されます。

16.3.1 本運送人は、自らが運航する航空便において生じた損害等についてのみ責任を負います。他の運送人が運航する航空便に係る航空券を発行した運送人、または当該航空便にて運送される手荷物を検査した運送人には、運航元である運送人の代理人としての立場しかありません。ただし、旅客は、いずれの運送人に対しても、受託手荷物に関する法的措置を提起する権利があります。

16.3.2 本運送人は、持込手荷物における損害等が、本運送人の過失により生じた場合でない限り、当該損害等について責任を負いません。旅客に寄与過失がある場合、本運送人の責任は、寄与過失に適用される適用法に準ずる責任となります。

16.3.3 本運送人は、自らがあらゆる法律、官公庁の規制、命令または要件に従っていたにもかかわらず生じた損害等、または旅客がこれらに従わなかったために生じた損害等について、いかなる責任も負いません。

16.3.4 損害等を引き起こす意図をもって、または損害等が生じる可能性については意に介さず、当該可能性について知った上で何らかの作為または不作為に至った場合でない限り、受託手荷物における損害等について本運送人が負うべき責任は、下記の責任に制限されます。

a) ハーグ議定書により改正されたワルシャワ条約の規則が適用される場合。受託手荷物 1 kg あたり 250 フランス金フラン、また持込手荷物 1 つにつき旅客 1 人あたり最大 5,000 フランス金フラン（大部分の国における法令の下では、250 フランス金フランは 20（米）ドル相当額（またはこれに相当する現地通貨建ての額）となり、5,000 フランス金フランは 400（米）ドル（またはこれに相当する現地通貨建ての額）となります）。

b) モントリオール条約が適用される場合。紛失または損傷の生じた受託手荷物 1 つにつき旅客 1 人あたり最大 1,288 SDR。

法律が別の責任限度額を定めている場合には、当該法律の責任限度額が適用されます。手荷物の重量が手荷物切符に記録されていない場合、受託手荷物の総重量は、関連搭乗クラスに適用される本運送人の規則に定められている無料手荷物許容量を超えない重量であるものとみなされます。受託手荷物について、第 9.7 項に基づき、責任限度額を超える手荷物の申告がなされた場合、本運送人には、当該申告書に明記されている価額を補償する責任が生じます。

16.3.5 本運送人の責任が、証明された損害等の額を超えることはありません。また本運送人は、間接的なまたは二次的な損害等についても責任を負いません。

16.3.6 本運送人は、旅客の手荷物の内容品に起因する旅客の怪我、または旅客の手荷物における損害等について責任を負いません。旅客の所持品により、他の旅客が怪我をしたり、他の旅客の所持品または本運送人の資産に損害等が及んだりした場合、当該旅客は、その結果として本運送人に及んだあらゆる損失および費用負担について、本運送人に対し賠償する必要があります。

16.3.7 本運送人は、旅客の受託手荷物に含まれている電子機器、現金、宝石類、貴金属、銀器、譲渡可能証券、有価証券、その他の高価品、書類、旅券、その他身分証明書、または標本に代表される壊れ易いまたは変質・盗難の恐れがあるものに発生した損害等について、いかなる責任も負いません。アメリカ合衆国発着の航空便で運送する手荷物として本運送人が検査および受託した手荷物には、前述の制限は適用されません。ただし、航空旅行のすべてには、適用法に定められている本運送人の責任の制限が適用されます。

16.3.8 年齢、精神状態または健康状態から、身体に危険が及ぶ可能性があると思われる旅客を運送する場合、本運送人は、当該状態またはその悪化に起因する罹患、怪我または身体障害（死亡を含みます）について、いかなる責任も負いません。

16.3.9 本運送人に適用される免責または責任の制限に関する定めは、本運送人の代理店、従業員および代表者や、これらの者のために活動する者、また本運送人ならびにその代理店、従業員および代表者が利用する航空機の所有者にも適用されます。本運送人ならびにその代理店、従業員および代表者や、前述の所有者に対し請求できる賠償総額は、本運送人の責任限度額を超えない額となります。

16.4 別段の明示規定がない限り、本約款に記載されている定めは、いずれも、本運送人が、適用条約または適用法に基づき主張できる免責または責任の制限を放棄する根拠となりません。

16.5 特約

16.5.1. 総則

本運送人は、1929年10月12日にワルシャワにて調印され、ハーグにて調印された議定書をもって改正された、「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」と、モントリオール条約に定められている責任の制限を主張できます。ただし、ターキッシュエアラインズは、（適用条約の条項22（1）に従い、IATAの旅客に対する責任に関する航空会社間協定（IIA）および／もしくはIATA

の旅客に対する責任に関する航空会社間協定の実施策に係る協定（MIA）の当事者であるため、ならびに／または欧州経済共同

体理事会規則第

2027/97/EEC 号の適用を受けるため、）自らが行った運送およびワルシャワ条約が適用されるあらゆる国際運送において提起された

損害賠償請求のうち、113,100 SDR を超えていない部分の請求については、適用条約の条項 20（1）に基づく責任の制

限および抗弁権を主張しません。

ターキッシュ エアラインズまたはターキッシュ エアラインズに代わる他社が実施した運送については、ターキッシュ エアラインズのみが本条に定められている責任を負い、当該運送の一部分を担当した他の運送人にはいかなる責任も転嫁されませんが、他の運送人が実施

した運送については、ターキッシュ エアラインズはいかなる責任も負いません。

IIA、MIA および ECC 理事会規則第 2027/97 号に基づきターキッシュ エアラインズが旅客に対して負う責任については後述の通りで

す。後述する規則およびその解釈または適用に関する紛争は、いずれも、前述の定めを基礎として解決されます。

16.5.2 本運送人の責任

A. 旅客が死亡または負傷した場合、本運送人が、必要なあらゆる措置を講じて損害等を回避するという抗弁、または

113,100 SDR を上限とする損害等については当該措置を講じることができないという抗弁権を主張しません。

B. 上記 A 号の定めにかかわらず、本運送人は、死亡または負傷した旅客の過失が原因で損害等が生じたことを証明できる場合、

適用法に基づく全責任または一部責任を免れます。

C. 本運送人は、前述の損害に対する責任の請求を受けた場合に、適用条約に定められている他の抗弁（前述の A 号およ

び B 号に定められている、本運送人による責任を放棄する抗弁や、113,100 SDR を上限とする損害等に対する責任を放

棄する抗弁）を行う権利を留保します。また本運送人は、第三者に対し行使できる償還請求権（損害賠償請求権また

は補償請

求権を含みます)も留保します。

- D. 免責または責任放棄のための抗弁に関する前述の定めは、公的保険もしくは社会保険の管理団体または類似の団体が提起した請求（その提起方法は問いません）には適用されません。ハーグ議定書をもって改正されたワルシャワ条約の規則が航空旅行に適用される場合、前述の請求に対しては、適用条約の条項 22（1）に基づく責任の制限と、条項 20（1）に基づく抗弁権を主張できます。またモントリオール条約が航空旅行に適用される場合、前述の請求に対しては、適用条約の条項 21 に基づく責任の制限と、条項 20 に基づく抗弁権を主張できます。本運送人は、公的保険もしくは社会保険の管理団体または類似の団体から支払われる保険金の額を超える実質的損害を旅客またはその扶養家族が負った場合、必要な賠償を行います（この定めは、米国に所在する公的保険もしくは社会保険の管理団体また

は類似の団体の場合には適用されません）。

- E. 旅客の居住地における法律が、本約款に基づく請求に適用されることはなく、第五法域にて行使できる権利が認められることもありません。

16.5.3 前払い

- A. ターキッシュ エアラインズは、賠償を受ける権利のある個人の身元が明らかとなった日から 15 日以内に、当該個人が置かれている経済的苦境に照らして相応の、当該個人の喫緊の資金需要を満たせる額を前払いする必要があります。
- B. 第 A 号の効力が損なわれないことを条件とする前述の前払額は、死亡した旅客 1 名につき 15,000 SDR 以上でなければなりません。

C. 前述の前払いが、自らの責任を認めたことの根拠となることはなく、本運送人が負うべき責任を根拠に今後支払うべき額との相

殺に相当することはありません。

D. 本運送人は、死亡もしくは負傷した旅客の過失が原因で損害等が生じたこと、前払いを受けた者の過失が原因で損害等

が生じたこと、または前払いを受けた者が、賠償を受ける権限を有するものではなかったことを証明できる場合、適用法に基

づく全責任または一部責任を免れます。前払金は、この場合に限り、本運送人に払い戻す必要があり、それ以外の場合に

は払い戻す必

要がありません。

第 17 条

損害賠償請求期限および出訴期限

17.1 損害賠償請求期限

受託手荷物における損害等については、損害等の発見後ただちに（遅くとも、受取後 7 日以内に）賠償を請求しなかった場合、ま

た受託手荷物の延着については、受け取ることができるはずであった日から 21 日以内に（遅くとも延着日まで）賠償を請求しな

った場合、本運送人に対し賠償を請求する権限を有する者は、いかなる請求も提起できなくなります。前述の請求は、いずれも

、書面にて、前述の期間内に届くように行う必要があります。

17.2 出訴期限

損害賠償請求権は、いずれも、旅客が目的地に到達した日、航空機が到達すべきであった日または運送中止日から 2 年以内に請

求を提起しなければ放棄したものとみなされます。

第 18 条

修正および権利放棄本運送人の代理店、従業員または代表者には、本運送約款の定めを変更、修正または放棄する権利がありません。

各言語版について

本運送約款には複数の言語版があります。トルコ語版とそれ以外の言語版の定めが相反する場合、各現地の適用法に別段の定め
がなければ、トルコ語版の定めが適用されます。 **運送人名**：ターキッシュ

エアラインズ略称：TK

最終更新日：2019年8月22日